

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年6月16日
【事業年度】	第42期（自平成18年4月21日至平成19年4月20日）
【会社名】	株式会社ヤガミ
【英訳名】	YAGAMI INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八 神 基
【本店の所在の場所】	名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
【電話番号】	(052) - 951 - 9252
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小 林 啓 介
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
【電話番号】	(052) - 951 - 9252
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 小 林 啓 介
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月12日に提出した第42期(自平成18年4月21日 至平成19年4月20日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレートガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ <省略>

(訂正後)

(1) ~ <省略>

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

又、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることと定めた事項

当社は、以下の株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる旨、定款に定めております。

機動的な資本政策の遂行を可能にする為、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主への機動的な利益還元を行うことを目的に、中間配当金について、取締役会の決議によって、毎年10月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。